

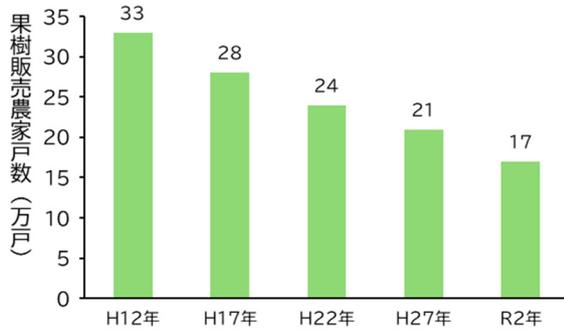
3 果樹の振興に関する方針

(1) 本県果樹の現状と課題

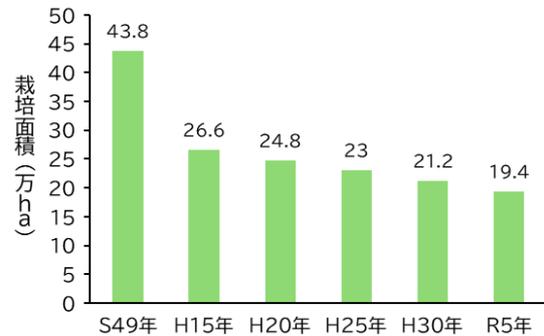
ア 果樹を取りまく情勢

(ア) 全国における果樹をめぐる情勢

○全国的に果樹栽培農家戸数及び栽培面積は減少傾向にあり、令和5年の栽培面積（19.4万ha）はピーク時（昭和49年、43.8万ha）の4割程度に減少しています。



全国の果樹栽培農家戸数の推移(販売農家)
出典:「農林業センサス」(農林水産省)



全国の果樹栽培面積の推移
出典:「耕地及び作付面積統計」(農林水産省)

○栽培面積の減少要因として、急速な担い手の高齢化により栽培農家戸数が減少していることに加え、果樹栽培は作業の機械化が難しい労働集約型の品目であり、規模拡大や農地の集積が他品目よりも進んでいないこと等が挙げられます。

(イ) 果樹の消費動向

○人口減少の本格化に伴うマーケットの縮小や、食の外部化等の生活様式・食生活の多様化が進展しており、果実の1人1年当たりの購入数量は減少傾向で推移しています。



果実1人1年当たりの購入数量

出典:「家計調査」(総務省)

※データは「二人以上の世帯」の1世帯当たりの支出金額を世帯人員で除して算出。

○一方、家計の果実支出に占める果実加工品の支出割合は増加しており、また生鮮果実でも、食味が良く、皮ごと食べられるぶどう「シャインマスカット」等の需要が拡大していることから、食べやすい果実及び加工品の需要が高まっていると推察されます。

(ウ)輸出の状況

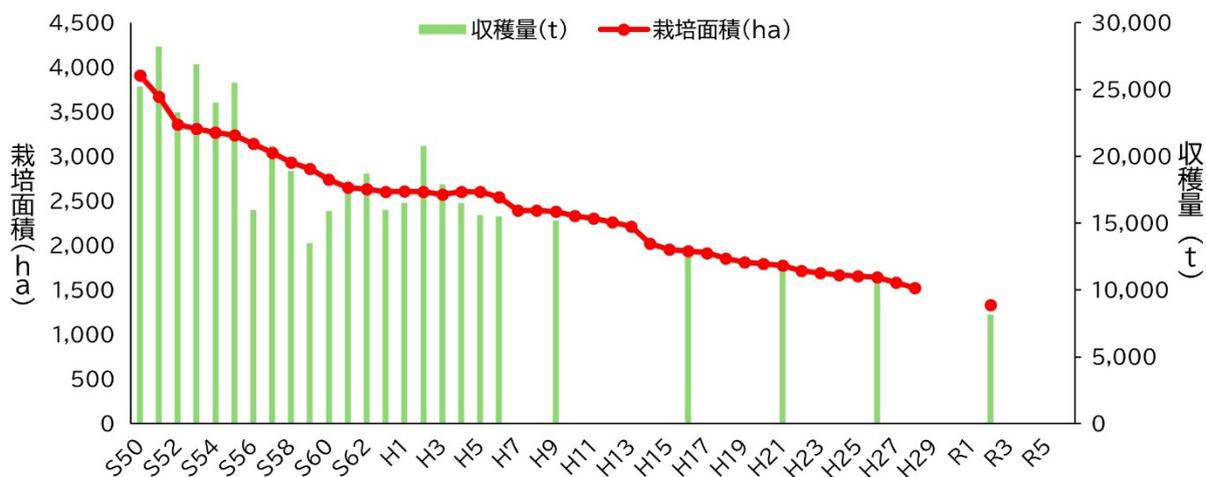
- 日本の果実は、その高い品質がアジアをはじめとする諸外国で評価され、輸出額は近年増加傾向で推移しており、令和5年輸出額は約290億円となっています。
- 輸出先国・地域別（令和5年）では、主要6品目（りんご、なし、もも、うんしゅうみかん、ぶどう、かき）の合計約273億円のうち、台湾向けが約150億円（55%）、香港向けが約102億円（37%）と、2地域で全体の9割以上を占めます。
- 品目別（令和5年）では、主要6品目の合計約273億円のうち、りんごが約6割の約167億円（台湾向け約111億円、香港向け約47億円等）となっています。

※出典：「貿易統計」財務省

イ 本県果樹の現状

(ア)生産

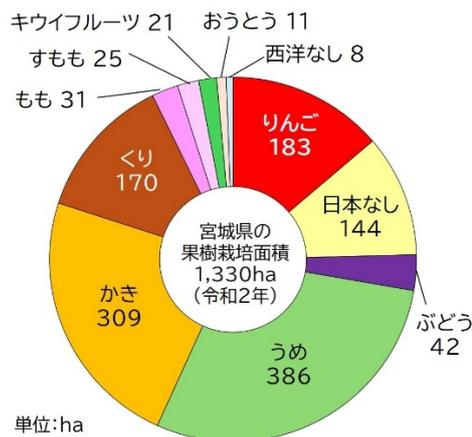
- 本県は県土が南北に長く、また起伏に富んでいることから、寒冷地果樹だけでなく、暖地果樹の栽培に適した地域も多く、各生産地域の気象条件に応じた多彩な果実生産が行われています。
- 基幹品目は、昭和36年以来、果樹農業振興特別措置法に基づく宮城県果樹農業振興計画に沿って振興を図ってきたりんごや日本なしのほか、地域資源として栽培歴史の長いかきやうめ、いちじくです。
- 震災以降、県内に9つのワイナリーが設立（令和7年3月末現在）されたことから、醸造用ぶどう栽培への取組が県内各地で見られます。また、被災農地等において、オリーブやいちじく、ももの新規栽培による生産地域化や、大規模観光果樹園が設立される等の新たな動きがみられます。



宮城県の果樹栽培面積と収穫量

出典：「果樹生産出荷統計」(農林水産省)、「耕地及び作付面積統計」(農林水産省)

- 本県果樹の生産量及び栽培面積は、全国の傾向と同様に減少傾向で、栽培面積については、昭和42年の4,940haをピークに、令和2年は主要12品目の合計で1,330haとなっています。
- 令和5年産の果樹の産出額は19億円で、本県農業産出額のうち1.0%を占めており、このうち、日本なしは7億円、りんごは4億円となっています。
- 近年需要が高い「シャインマスカット」の生産が県内全域で増加傾向にあります。



宮城県の果樹栽培面積の内訳(令和2年)
出典:「耕地及び作付面積統計」(農林水産省)

(イ)販売・流通

- 一部の品目や地域では、共販による市場や小売業者への販売が行われていますが、多くは固定客向けの贈答用や庭先販売、地域の農産物直売所等への個別出荷・販売となっています。

(ウ)担い手

- 本県果樹における令和4年～5年の認定農業者数(複合経営を除く)は、35経営体前後で推移しています。また、令和2年～6年の本県果樹の新規就農者数は、10経営体程度で推移しています。

ウ 本県果樹の課題

【生産関係】

- 果樹は摘果や収穫、せん定等の作業において機械化が困難であることから、他の土地利用型作物等と比較して果樹は労働時間が長く、労働集約的な品目です。
- 植栽から収穫開始(結果樹齢)までに一定期間を要すること等から、高樹齢樹の更新や優良品種・品目への新植・改植等が課題となっていますが、後継者のいる園地では樹体ジョイント栽培の導入が進んでいます。
- 生産者の高齢化による果樹経営規模の縮小や廃業等に伴う放任園地の発生が近隣園地での病害虫被害発生の一因となっています。
- 近年、生育期間中の高温、多雨少雨、寡照等の極端な気象条件が頻発しています。特に、夏季高温により、りんごや日本なしの日焼け果やりんごの着色不良の発生、病害虫の発生動向の変化等、収量・果実品質への影響が県内各地でみられています。
- 中山間地域を中心にイノシシやサル、シカ、クマ等の生息エリアが拡大していることから、野生鳥獣による被害が増加傾向にあります。

【流通・販売関係】

- 本県は、果樹生産が盛んな県に囲まれており、特に県境に近接する生産地域では同じ時期に収穫及び出荷を迎えるため、販売面での競合がみられています。
- 産地規模が小さく、市場出荷品目も少ないことから、高品質な県産果実の認知度向上が長年の課題となっています。
- 消費者の年齢層の上昇等による顧客数や購入量の減少がみられる事例もあり、今後は新たな顧客の確保や加工品の開発・販売等による販路の拡大が必要になります。
- 共選出荷は蔵王町の日本なしで実施されているのみで、多くは個選出荷であるため、新規就農者は販売先開拓が難しく、新規参入を阻む要因の一つとなっています。
- 消費者ニーズの高まりや栽培園地周辺の住宅化等を契機として、化学農薬等の節減栽培への意識が高まっており、県内においても天敵製剤を用いたハダニ類対策の事例がみられます。

【担い手関係】

- 担い手の高齢化等により栽培管理が十分でない園地では、収量・品質が低下しています。
- 植栽から収穫まで一定の期間を有するほか、整枝・せん定には長年の経験に基づく栽培管理が求められること等から、担い手の確保・育成が課題となっています。そのため新規就農者への第三者継承等の取組が行われています。
- 摘果や収穫等の作業は短期間に集中することから、繁忙期における雇用労働力の確保が必要ですが、人口減少の中であって、地域内での確保が年々難しくなっており、福祉事業者との連携や外国人材等の多様な人材を活用推進するための体制整備が必要となっています。

(2)振興方針

【生産関係】

- 自動草刈り機やロボット台車、ドローン防除や気象ICT生育予測、灌水制御等、実用化済み又は現在開発中のスマート農業技術の果樹生産現場への導入を推進します。また、機械作業体系の導入を前提とした省力樹形の開発・導入、作業性向上のための園内作業道の整備等を支援します。
- 優良品種・品目への転換や省力樹形の導入を推進しながら産地を拡充するため、関係機関と連携して「果樹産地構造改革計画について」に基づき各地域における「果樹産地協議会」の設立及び「果樹産地構造改革計画」の策定や、国の支援事業等の活用を支援します。
- 未収益期間の短縮や省力化等の生産性向上を図るため、各園地等の状況に応じて、樹体ジョイント栽培（日本なし、りんご等）や高密度植栽培（りんご）等の省力樹形の導入を推進するとともに、化学肥料、化学農薬の使用量低減に向けた環境負荷低減に資する生産を推進します。
- 平坦で作業性が良い水田において、土壌改良及び排水対策等の支援と併せて新植や移動改植等を推進します。
- 仙台管区气象台や東北農政局、JA等関係機関と連携して気象情報の共有を図り、気象災害回避に向けた技術対策の普及・指導や気象災害に備えた農業共済制度への加入とともに、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償する収入保険への加入を推進します。
- 優良系統や新品種の導入を推進し、消費者ニーズに対応した多品種栽培の取組を支援します。
- 温暖化の影響に対して、高温適応性を有する品種や着色管理を必要としない品種等の導入を推進し、産地における品種構成の見直しを進めます。あわせて、被覆資材等の活用拡大や新たな着色促進技術の開発に取り組みます。
- 気候変動に伴う暖地果樹や輸入に依存している亜熱帯・熱帯果樹の本県での適応性試験に取り組みます。
- 鳥獣害被害対策として、電気柵、防鳥ネット等の進入防止資機材の適正な設置や使用の指導に加え、ICTやドローン技術等を活用した効率的な被害回避技術の開発・普及に取り組みます。また、放任園地の解消や廃棄用果実の埋め込み・園外持ち出し等、エサ場化防止に向けた地域全体での取組を支援します。
- 果実生産に重大な被害を及ぼす病害虫に対し、病害虫発生予察情報等の発信・活用による適期防除を推進するほか、薬剤防除や耕種的防除等を組み合わせた効果的な防除技術の試験研究・開発及び普及に取り組みます。

【流通・販売関係】

- 東北最大の都市である仙台市を有する強みを活かし、完熟・もぎたての果樹産地であることを積極的にPRし、県産果実の認知度向上・消費拡大を図ります。
- 規格外果実の有効活用や旬の時期以外の本県果樹のPR等を目的に、園芸関連産業との連携等による新たな商品・加工品の開発を支援します。
- 「ころ柿」や甘露煮いちじくの食文化といった地域観光資源や伝統的風習等と組み合わせた農業体験・援農等の取組や東北のゲートウェイ機能を有する本県の立地を生かした観光果樹園

- の体制整備を支援することで、消費者の結びつきを深め、交流人口の増加を図ります。
- 県育成品種の育成・普及による付加価値化や他県との差別化を進め、産地の活性化に繋がります。
- 国内情勢及び本県果樹生産状況に応じた輸出戦略の構築に向け、関係機関との連携による体制整備等を図ります。
- 環境との調和に配慮した果樹生産の実現に向け、耕種の防除技術や土着天敵等を活用したIPM技術の導入を推進します。また、農薬飛散防止対策のほか栽培履歴の記録や残留農薬検査の実施といった食の安全・安心への取組推進と情報発信を継続していきます。

【担い手関係】

- 地域計画の実現に向けて、計画に位置付けられた担い手へ農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を推進します。また、放任等が想定される園地については、担い手や新規栽培者への集積・継承を支援します。
- 新規就農者等が段階的に栽培管理技術等を習得できるよう、生産部会や法人、関係機関の連携を支援します。
- U・I・Jターン等の新規就農者、兼業農家や女性、企業といった多様な担い手を確保及び育成するため、中核都市における就農相談会への参加・出展、県地方機関における関係機関と連携した就農相談等を推進します。
- 雇用労働力の確保に向け、地域内外における他業種、高齢者、外国人労働者、農福連携等の多様な人材の受け入れ体制の構築等を推進します。

(3)その他

本プランは「宮城県果樹農業振興計画」を包含することから、本項目を掲載します。

ア 宮城県果樹農業振興計画の目標年度及び計画期間

(ア)目標年度

- 令和12年度

※「果樹農業の振興を図るための基本方針」（農林水産省、令和7年4月30日策定、以下「果樹振興基本方針」という）及び「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画（県、令和8年3月改定）」等の関連方針・計画と整合性を図りながら、今後20年程度を見据えた5年後を目標として策定するものです。

(イ)計画期間

- 令和8年度から令和12年度まで

イ 本プランにおける宮城県果樹農業振興計画該当箇所

(ア) 果樹農業の振興に関する方針 P. 86～P. 94

(イ) 品目別振興方針及び栽培面積、生産量等の目標

- 重点振興品目 P. 18～P. 20（定義、選定基準、対象品目一覧）
P. 100～P. 105（県重点振興品目別の振興方策）

- 地域振興品目 P. 18～P. 20（定義、位置づけ、対象品目一覧）

※地域振興品目等については、各圏域で定めるものとします。

※「果樹産地協議会」が果樹産地構造改革計画を策定する際に記載する「生産を振興する品目」は、原則として当該産地計画の策定範囲（市町村、圏域等）における重点振興品目又は地域振興品目としますが、果樹産地として新たに振興すべき品目が生じた場合は、その都度協議します。

ウ 地域の自然的経済的条件に応ずる果樹経営の指標

(ア)栽培に適する自然的条件

○高品質な果実生産を確実に図る観点から、果樹栽培に適する地域における平均気温や冬の最低極温、低温要求時間等に関する基準及び気象被害を防ぐための基準を下表のとおり設定します。

なお、やむを得ず基準を満たさない地域で果樹栽培に取り組む場合は、あらかじめ気象被害の発生防止に向けた十分な対策を講じ、高品質な果実生産の確保に努めることが重要です。

品目名	平均 気温		冬季の 最低気温	低温要求時間	気象被害を防ぐための基準
	年	4月1日～ 10月31日			
りんご	6℃以上 14℃以下	13℃以上 21℃以下	-25℃以上	1,400 時間以上	・枝折れや樹の倒壊を防ぐため、平年の最大積雪深が概ね 2m(わい化栽培においては概ね 1.5m) 以下であること。 ・花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。
日本なし	7℃以上	13℃以上	-20℃以上	幸水については 800 時間以上	・枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね 2m 以下であること ・花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。
西洋なし	6℃以上 14℃以下	13℃以上	-20℃以上	1,000 時間以上	・枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね 2m 以下であること ・花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。
もも	9℃以上	15℃以上	-15℃以上	1,000 時間以上	・枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね 2m 以下であること ・花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。 ・病害を防ぐため、強風を受けやすい園地での植栽は避けること。
ぶどう	7℃以上	14℃以上	-20℃以上 欧州種に ついては -15℃以上	巨峰については 500 時間以上	・枝枯れや樹の倒壊を防ぐため、凍害及び雪害を受けやすい北向きの傾斜地での植栽は避けること。 ・欧州種については、4 月～10 月の降水量が 1,200mm 以下であること。
うめ	7℃以上	15℃以上	-15℃以上	—	・枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね 2m 以下であること ・幼果は凍害を受けやすいので、幼果期に降霜が少ないこと。
渋がき	10℃以上	16℃以上	-15℃以上	—	・枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね 2m 以下であること ・枝折れを防ぐため、新しゅう伸長期において強風を受けやすい園地での植栽は避けること。 ・新しゅうの枯死を防ぐため、発芽・展葉期において降霜が少ないこと。
甘がき	13℃以上	19℃以上	-13℃以上	800 時間以上	・枝折れを防ぐため、新しゅう伸長期に強風を受けやすい園地での植栽は避けること。 ・新しゅうの枯死を防ぐため、発芽・展葉期に降霜が少ないこと。
くり	7℃以上	15℃以上	-15℃以上	—	・新しゅうの枯死を防ぐため、展葉期において降霜が少ないこと。
おうとう	7℃以上 15℃以下	14℃以上 21℃以下	-15℃以上	1,400 時間以上	・枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね 2m 以下であること。 ・花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。
すもも	7℃以上	15℃以上	-18℃以上	1,000 時間以上 (台湾系品種を除く。)	・枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね 2m 以下であること。 ・花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。
キウイ フルーツ	12℃以上	19℃以上	-7℃以上	—	・新しゅうの枯死を防ぐため、発芽・展葉期において降霜が少ないこと。 ・枝折れや病害を防ぐため、新しゅう伸長期において強風を受けやすい園地での植栽は避けること。
ゆず	13℃以上	—	-7℃以上	—	・傷害果や病害果の発生を防ぐため、強風を受けやすい園地での植栽は避けること。
ブルーベリー	—	20～25℃	-20℃以上	ノーザンハイブッシュ系統 は 800～1,500 時間	・無霜期間(生育可能日数)が 160 日以上あることが望ましい。
いちじく	15℃以上	—	成木で-9℃ 以上	—	・新しゅうの枯死を防ぐため、春先(発芽、展葉期)において遅霜及び低温(発芽期前後は-1～-3℃)発生が少ないこと。

※「ゆず」までは、「果樹振興基本方針(令和7年4月30日)(農林水産省)」より引用

※「ブルーベリー」、「いちじく」は、「みやぎの果樹指導指針」(平成5年3月)等を参考に作成。

(イ)高温障害に対する技術的対策

○近年の温暖化に伴う高温障害は、高温を原因として生ずる果実、花、樹体における障害であり、収量や商品性の低下に直結します。高温障害に対しては、栽培管理における基本技術を徹底した上で、症状に応じた技術的対策を講じることが重要です。技術的対策による対応が困難な場合においては、障害リスクの低い品目への転換や品種構成の見直しを行うよう努めることが重要です。

品目名	高温障害	発生の原因	症状	対策技術の例	留意事項
日本なし	(煮え果) 日焼け	果実肥大期～収穫期の高温・乾燥(7～9月)	果皮直下の果肉が褐変	・遮光資材による樹冠の被覆 ・灌水による樹体の水ストレスの緩和	—
	コルク状障害	果実肥大期～収穫期の高温・乾燥(8～10月)	果肉の維管束部分に乾いた褐色えそ斑点が発生	・適切な着果管理 ・土壌の塩基バランスの適正化 ・エテホン散布 ・樹上散水による高温の抑制 ・土壌深耕	—
	発芽不良	冬季の高温	長果枝の発芽・開花遅延、芽枯れ、枝枯れ	・施肥や堆肥散布の時期を春に変更 ・土壌改良 ・花芽が得やすい枝管理 ・発芽促進剤の利用	「凜夏」は発生しにくい
りんご	日焼け	果実肥大期～収穫期の高温(7～9月)	果皮やその下の果肉組織の一部が変色	・遮光資材による樹冠及び果実の被覆 ・葉取らず栽培の実施 ・灌水による樹体の水ストレスの緩和 ・細霧冷房による果実温度の低下	気温 35℃以上で発生リスクが増大
	着色不良	着色期～収穫期の高温(8～11月)	着色系品種:果皮の着色が阻害され、本来の着色に至らない状態	・優良着色性系統や品種、黄色品種の利用 ・適正な窒素施肥量の励行	—
ぶどう	日焼け	果実肥大期～収穫期の高温、高温・少雨(6～9月)	果皮やその下の果肉組織の一部が変色	・遮光資材による樹冠及び果実の被覆 ・新しう配置による直射日光の緩和 ・細霧冷房による果実温度の低下	—
	着色不良	果実肥大期～収穫期の高温(6～9月)	着色系品種:果皮の着色が阻害され、本来の着色に至らない状態	・環状剥皮 ・植物成長調整剤の利用 ・優良着色性品種や黄緑色品種の利用 ・着房数又は着粒数を制限(巨峰)	「グロースクローネ」は着色に優れる
もも	果肉水浸状 水浸状 褐	夏の高温、収穫前の多雨	果肉の一部が水浸状になり褐変する一種の過熟症状	・適期収穫の徹底 ・機能性果実袋、透湿性マルチシートの利用	—
かき	日焼け	果実肥大期～収穫期の高温	果皮やその下の果肉組織の一部が変色	・樹冠又は果実の被覆 ・灌水による樹体の水ストレスの緩和 ・着果位置の工夫	—
	着色不良	着色期の高温(8～10月)	果皮の着色が阻害され、本来の着色に至らない状態	・適正な整枝せん定、着果、施肥管理 ・灌水や土壌改良	—
うめ	常花形異常	冬季の高温	開花期の前進により、雌ずいが未熟なうちに開花(不完全花となり結実に至らない)	・適切な施肥や春季摘心による花数の確保	—
おとうとう	花形異常	花芽分化期の高温(7月中旬～9月上旬)	花芽分化の異常により、複数の雌ずいが形成(双子果)	・遮光資材による樹冠の被覆	—
	うるみ症状	収穫期の高温	果肉が水浸状になり、褐変する過熟症状	・反射シートの除去、種類の検討 ・遮光資材による樹冠の被覆 ・過度の葉摘みを控え、適期収穫を徹底 ・灌水、散水	果肉の硬い品種では発生しにくい

エ 近代的な果樹園経営の基本的指標

(ア) 農業経営モデル

○労働生産性を高める経営の展開を図るため、基盤整備や省力樹形の導入等の手段を講ずることにより農業所得の向上や1人当たりの労働生産性の向上に繋げ、経営の改善・発展や果樹農業への参入に資する農業経営モデルを下記のとおり設定します。

【りんご】

慣行栽培 ≪普通栽培+わい化栽培≫

- ・栽培管理は手作業が中心
- ・収穫期や果実の生育管理等の労働ピークに臨時雇用労働力を活用
- ・主な機械設備はスピードスプレーヤー、乗用型草刈機
- ・個選出荷

主1名+補2名+臨時雇用 169 時間(延べ5人)

経営面積(ha)	1.4
10a当たり収量(kg)	3,500
単価(円/kg)	339
総労働時間(時間)	3,821
1経営体当たり農業所得(万円)	772
1時間当たり農業所得(円)	2,020

省力樹形導入モデル ≪わい化栽培+V字ジョイント栽培≫

- ・樹形ごとの作業配分が可能で柔軟な運用ができる
- ・早期多収(未収益期間の短縮)、省力・軽労化が可能

主1名+補2名+臨時雇用 20 時間(延べ1人)

経営面積(ha)	1.5
10a当たり収量(kg)	4,500
単価(円/kg)	339
総労働時間(時間)	2,505
1経営体当たり農業所得(万円)	1,153
1時間当たり農業所得(円)	4,603

省力樹形導入モデル ≪V字ジョイント栽培≫

- ・面的・直線的な作業動線を確保し、効率的な作業が可能
- ・機械作業体系の導入が可能
- ・早期多収(未収益期間の短縮)、省力・軽労化が可能

主1名+補2名+臨時雇用 50 時間(延べ1人)

経営面積(ha)	1.5
10a当たり収量(kg)	4,500
単価(円/kg)	339
総労働時間(時間)	2,505
1経営体当たり農業所得(万円)	1,153
1時間当たり農業所得(円)	4,603

【日本なし】

慣行栽培 ≪平棚栽培≫

- ・栽培方法は手作業が中心
- ・収穫期や果実の生育管理等の労働ピークに臨時雇用労働力を活用
- ・主な機械設備はスピードスプレーヤー、乗用型草刈機
- ・共選出荷又は個選出荷

主1名+補2名+臨時雇用 2760 時間(延べ51人)

経営面積(ha)	2.6
10a当たり収量(kg)	3,300
単価(円/kg)	442
総労働時間(時間)	8,970
1経営体当たり農業所得(万円)	1,640
1時間当たり農業所得(円)	1,828

省力樹形単独モデル 《V字ジョイント栽培》

- ・面的・直線的な作業動線を確保し、効率的な作業が可能
- ・機械作業体系の導入が可能
- ・早期多収（未収益期間の短縮）、省力・軽労化が可能

主1名+補2名+臨時雇用 290 時間(延べ7人)

経営面積(ha)	2.6
10a当たり収量(kg)	4,200
単価(円/kg)	442
総労働時間(時間)	4,831
1経営体当たり農業所得(万円)	2,340
1時間当たり農業所得(円)	4,844

【ぶどう】

短梢剪定栽培モデル 《短梢剪定（大粒系）》

- ・栽培方法は手作業が中心
- ・収穫期や果実の生育管理等の労働ピークに臨時雇用労働力を活用
- ・消費者ニーズに対応した多品種栽培
- ・主な機械設備はスピードスプレーヤー、乗用型草刈機
- ・個選出荷

主1名+補2名+臨時雇用 290 時間(延べ7人)

経営面積(ha)	2.6
10a当たり収量(kg)	4,200
単価(円/kg)	442
総労働時間(時間)	4,831
1経営体当たり農業所得(万円)	2,340
1時間当たり農業所得(円)	4,844

出典

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」(平成 27 年、令和 5 年の営農類型[県])を基礎資料とし、下記部分を一部変更して算出

<樹種共通>

資材費: 営農類型に「農業物価統計(令和6年度)」のうち畜産分野を除いた物価指数の平均を乗じたもの

雇用労働単価: 宮城県最低賃金(令和7年10月4日時点)

<りんご、日本なし>

単価: 「仙台市中央卸売市場における主要果樹の品目別・月別取扱量、平均単価」(令和2年～令和6年平均)

<日本なし(省力樹形単独モデル)>

収量: 県内事例より

労働時間: 「省力樹形樹種別栽培事例集(第2版)」より

ジョイント棚経費: 「省力樹形樹種別栽培事例集(第2版)」より

(4)重点振興品目における振興方策

【日本なし】

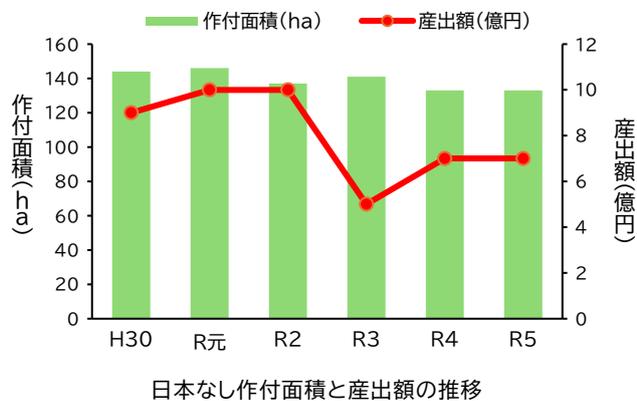
省力・低コスト栽培技術導入による栽培技術の高位平準化と
ブランド力強化による新規販路の開拓

ア 年次別推進目標

項目	基準年 (R5) A	中間目標年 (R10)	目標年 (R12) B	基準年比 (B/A)
作付面積(ha)	135	135	135	100%
生産量(t)	1,960	2,119	2,183	111%
産出額(億円)	7	9	10	143%

出典：作付面積；耕地及び作付面積統計（農林水産省）、生産量；果樹生産出荷統計（農林水産省）、産出額；生産農業所得統計（農林水産省）

イ 現状と課題



【生産概況】

- ・県内の主な生産地域は、4市町（蔵王町、利府町、角田市、美里町）あり、本県果樹の基幹品目です。
- ・県内栽培面積の大部分が平棚栽培ですが、省力栽培技術として一部の地域において後継者を主体とした樹体ジョイント栽培の導入が進んでいます（令和7年3月末時点で樹体ジョイント実施面積は約447a）。

【生産・経営面】

- ・1戸当りの栽培面積が小さいこと、生産者の高齢化及び後継者不足等から、栽培農家戸数及び栽培面積は減少傾向にあり、廃園や放任園が増えています。
- ・気候変動の影響による気象災害として、発芽期から開花期の高温により凍霜害の発生リスクが高まっています。また、生育期間の極端な高温や少雨により「豊水」のみつ症の重症化や「新高」等の日焼け（煮え果）による果肉障害が発生しており、経営の不安定化を招いています。
- ・令和8年2月現在、仙南地域（大河原町、白石市、蔵王町）、利府地域では果樹産地協議会を設立しており、国庫事業を活用した計画的な改植や省力化に向けた樹体ジョイント栽培の導入等の取組が行われています。
- ・同じ生産部会内には、様々な栽培経験の生産者が属していることから、技術レベルに応じた栽培技術指導・情報提供が求められています。
- ・利府町では、高齢化等で管理できなくなった園地を一時的に地域おこし協力隊が管理する仕組みづくりや、町単独事業を創設する等、地域の維持・発展に向けた取組を実施しています。
- ・美里町では、家族・親族間での経営継承が多い中、令和3年に法人が継承・新規参入し、産地の維持・発展に向けた新たな形が生まれました。

【流通・販売面】

- ・出荷・販売形態は地域によって異なり、蔵王町ではJAみやぎ仙南選果場を活用した共選・共販で市場出荷割合が多く、角田市は個選・共販での小売業者に出荷販売、利府町や美里町は贈答用販売や庭先、直売所等での個別の販売形態が中心です。
- ・民間企業による大規模な果樹摘み取り園の開設や個別農家でのWEB利用による個別販売や実需者との直接取引等、多様な販売の取組が広がっています。
- ・蔵王町では、日本なしの輸出に平成30年から取り組んでおり、輸出に向けた動きがみられます。
- ・利府町ではレトルトカレー、焼き肉のタレ、シールド等の加工品のほか、教育機関と連携して利府なし園地の酵母を使用したビールを開発する等、6次産業化の取組が進められています。また、美里町では、社会福祉法人に果実ピューレ原料を供給し、同法人が「なしピューレ」として販売を行っています。
- ・各地域における消費ニーズに応じた多彩な販売の拡充により、ブランド力強化を進める必要があります。

ウ 具体的振興策と取組内容

	振興策	取組内容	基本方針との関連			
			1	2	3	4
生産・経営面	高品質果実の生産支援	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動に対応した栽培管理技術や品種構成の見直し ・適期栽培管理及び防除指導と、病害虫発生予察情報や梨ナビゲーション等を活用した技術情報の発信 ・光センサーを活用した規格、品質の高位平準化 	○	○		○
	省力栽培の普及拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・樹体ジョイント栽培等の導入による改植や早期成園化の推進、新たな技術開発・普及の推進 ・「果樹産地協議会」の設立及び国庫事業活用支援による改植等の推進 	○	○		○
	担い手確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内・地域間の交流会等による栽培技術の向上 ・対象者のレベルに応じた情報提供や技術指導 ・既存産地の経営継承に向けた意識醸成 ・離農者の園地を活用した新規就農者へのマッチング支援 	○	○		○
	持続可能な生産体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な生産への理解醸成とIPM技術の導入に向けた研修会の開催 ・天敵ダニ製剤等環境に配慮した防除技術の普及 ・「グリーンな栽培体系」への転換支援 ・農薬飛散防止対策の継続的な指導 	○	○		
流通・販売面	消費者の需要に応じた生産販売	<ul style="list-style-type: none"> ・直売等でのニーズに基づく生産・販売対策支援 ・消費者需要にマッチした特性を有する品種への転換 ・観光と連携した消費拡大イベントの実施や観光農園の取組拡大 	○		○	○
	各地域の特色に応じたブランド力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・収量・品質の更なる高位平準化による継続輸出への支援 ・各種イベントや体験型販売等における県産果実のPR支援 ・加工品開発等による差別化支援 			○	○

【りんご】

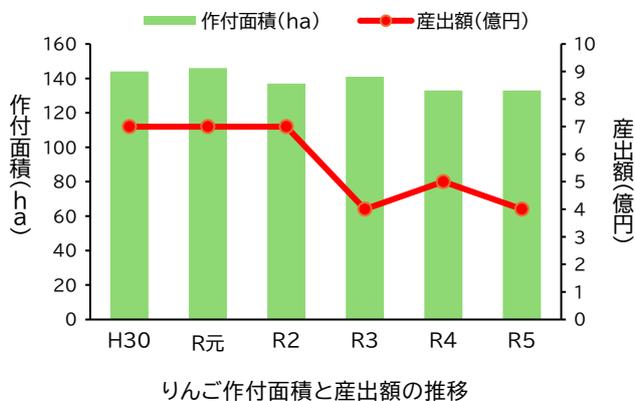
省力樹形等新技術・新品種の導入推進と
後継者の確保・育成による産地の維持・発展

ア 年次別推進目標

項目	基準年 (R5) A	中間目標年 (R10)	目標年 (R12) B	基準年比 (B/A)
作付面積(ha)	175	175	175	100%
生産量(t)	2,330	2,549	2,637	113%
産出額(億円)	4	8	9	225%

出典：作付面積；耕地及び作付面積統計（農林水産省）、生産量；果樹生産出荷統計（農林水産省）、産出額；生産農業所得統計（農林水産省）

イ 現状と課題



【生産概況】

- ・亘理町及び山元町を中心に県内のほぼ全域で栽培が行われており、本県果樹の基幹品目となっています。
- ・わい化栽培の割合が多く、令和5年の県内わい化栽培導入率は約59%です。
- ・出荷・販売形態は、一部市場出荷が行われているものの、贈答用や農産物直売所への出荷、庭先販売といった直売のほか、小売との直接取引による個別販売が多く、消費者や実需者との距離が近いことが特徴です。
- ・「ふじ」では、県内全域でみつ入りの完熟果の生産・販売が行われています。

【生産・経営面】

- ・生産者の高齢化・後継者不足により、栽培農家戸数及び栽培面積は減少傾向にあります。
- ・新規就農者及び経営を継承して間もない生産者への技術力向上が課題となっています。
- ・高樹齢樹の更新遅れや樹形の乱れ等により、作業性の悪化や収量・品質の低下が生じている園地が各地でみられる一方、登米地域では農業・園芸総合研究所で試験研究・開発した樹体ジョイント栽培の導入が進んでいます。
- ・品種構成は「ふじ」が約73%を占めており、労働力分散・販売時期の平準化・自然災害等の危険回避等の観点から、品種構成の見直しが必要です。
- ・令和8年2月現在、仙南地域(大河原町、白石市、蔵王町)、登米地域、亘理・山元地域は果樹産地協議会を設立しており、国庫事業を活用した計画的な改植・品種の更新や園地整備等に向けた取組が行われています。
- ・中山間部を中心に、イノシシやサル、クマ等による被害が多発しており、電気柵設置等による対策が行われています。

- ・近年、気候変動による高温の影響により、春季の生育前進による凍霜害に起因した不受精の発生や生育期間の高温による日焼け果、寡照による着色不良の発生等、極端な気象による災害が増えており、収量の不安定化や品質低下等果樹経営に支障をきたしています。

【流通・販売面】

- ・個々の生産者による庭先販売や贈答販売、農産物直売所への出荷が中心となっていることから、価格・収入が安定している一方で、消費者の年齢層の上昇等による顧客数や購入量の減少がみられる事例もあり、今後は新たな顧客の確保や加工品の開発・販売等による販路の多角化が必要になると想定されます。
- ・令和元年における本県育成品種「サワールージュ」の栽培面積は約1.5haとなっており、各地域内の農産物直売所で販売されているほか、菓子店や県内ワイナリー等との契約栽培の取組が進んでいます。
- ・登米地域でのオーナー制度、「蔵王はるか会」による高付加価値販売、仙台圏域での大規模観光農園の開設等、各地域で独自の販売手法が展開されています。

ウ 具体的振興策と取組内容

	振興策	取組内容	基本方針との関連			
			1	2	3	4
生産・経営面	省力樹形等新技術の導入推進	<ul style="list-style-type: none"> ・樹体ジョイント栽培やICT技術等新たな栽培管理技術に関する情報提供及び導入推進 ・「果樹産地協議会」の設立推進及び国庫事業活用支援による新植等の導入推進 	○	○		○
	安定生産活動の推進による既存園地の生産力維持	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動に対応した栽培管理技術や品種構成の見直し ・鳥獣害防止に向けた取組推進等の検討・導入支援 ・適期防除に向けた病害虫発生予察情報を活用した技術情報の発信 ・高樹齢樹の更新やせん定等基本技術の再徹底、排水不良等園地の改善推進 	○	○		○
	担い手確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な担い手の掘り起こしや確保の推進 ・企業等の参入推進による生産体制の強化 ・栽培研修会等による技術習得支援と関係機関による支援体制強化の推進 	○	○		○
	持続可能な生産活動の導入推進	<ul style="list-style-type: none"> ・防除暦の検討支援及び生産履歴記帳の定着推進 ・IPM技術の導入推進等による「グリーンな栽培体系」への転換支援 	○	○		
流通・販売面	販路の多角化支援	<ul style="list-style-type: none"> ・販売形態の検討支援や加工用途等に応じた品種導入・栽培技術支援 ・地元実需者との連携による新商品、加工品開発及び販路拡大支援 	○	○	○	○
	県産果実の認知度向上支援	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫期等におけるPRイベント開催による顧客確保及び地場産果実の認知度向上支援 ・観光農園等体験型販売の実施による交流人口の拡大推進 			○	○

【ぶどう】

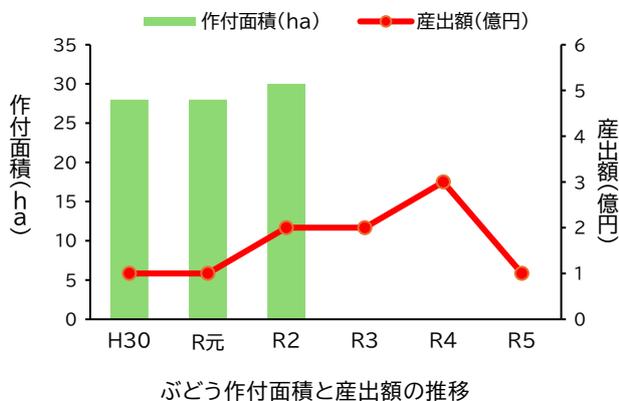
産地形成に向けた栽培技術の向上・定着支援及び作付面積拡大推進

ア 年次別推進目標

項目	基準年 (R5) A	中間目標年 (R10)	目標年 (R12) B	基準年比 (B/A)
作付面積(ha)	42※	51	63	150%
生産量(t)	247※	441	518	210%
産出額(億円)	1	5	6	600%

出典：作付面積及び生産量；果樹生産出荷統計（農林水産省）、産出額；生産農業所得統計（農林水産省）
※本県は隔年調査対象のため、R2年の値。

イ 現状と課題



※R3～5の面積は、R2年以降、本県が隔年調査対象となったため、データなし

【生産概況】

- ・生食用品種については、仙台圏域や大崎圏域で栽培面積が多く、近年は「シャインマスカット」を中心に県内各地で大粒系ぶどうが栽培されています。
- ・醸造用品種については、震災後、県内に相次いでワイナリーが設立され、県内各地で新規植栽が行われています。

【生産・経営面】

- ・生食用品種は、ぶどう栽培専用の雨よけハウスのほか、水稻育苗用ハウスを利用した栽培者も多いことが特徴です。
- ・生食用品種は、「シャインマスカット」等の消費者ニーズに合った品種導入等により単価が確保できている生産者がいる一方で、ぶどうの栽培経験が浅く、収量及び品質の改善が必要な生産者も多いことから、栽培技術の高位平準化が課題となっています。
- ・「シャインマスカット」の栽培面積は年々増加しているものの、他県では、多様なぶどうの品種開発や普及が進んでいるため、市場の動向等を見据えた品種選定が必要となっています。
- ・生食用の黒系及び赤系の品種では着色期の高温による着色不良が問題となっており、安定的な着色品種の導入推進や着色向上のための環状剥皮技術等の技術導入が必要となっています。
- ・東日本大震災以降、県内においてもワイナリーの設立が増加しており、令和7年のワイナリー数は9か所となっています。
- ・醸造用品種は、本県に適した品種選定の知見が少なく、一層の品質向上に向けた取組とともに、経営の安定化に向け、省力・多収栽培の技術の確立・導入が求められています。
- ・醸造用品種は、各ワイナリーにおいて、今後更に栽培面積が拡大することが想定されますが、全国的に苗木不足の傾向にあります。

- ・新規にワイナリーを設立するには、醸造設備や貯蔵施設の整備等初期費用がかかるため、経営の安定化が課題です。

【流通・販売面】

- ・生食用品種の多くは、庭先や農産物直売所、スーパーのインショップ等で販売されており、地域内での流通が主体となっていますが、一部贈答用としての出荷や大規模観光農園の開設等、各地域で独自の販売手法が展開されています。
- ・生食用品種は、農産物直売所からの出荷要望が高く、また系統出荷・販売への期待がある一方、需要に対応した品種転換ができていないことや、栽培技術の習得が十分ではない等の理由から出荷を見合わせている生産者もあり、産地形成に向けた課題の一つとなっています。
- ・醸造用品種は、主に県内ワイナリーによる自社生産・醸造が行われています。
- ・各ワイナリーで醸造したワインは、自社販売店や地域の直売施設等で販売されており、本県における新たな特産品として定着しています。

ウ 具体的振興策と取組内容

	振興策	取組内容	基本方針との関連			
			1	2	3	4
生産・経営面	栽培技術の向上による高品質果実生産	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な巡回指導及び栽培研修会等の開催による栽培管理技術の習得支援 ・雨よけ栽培や省力化樹形、排水対策技術等の情報提供及び導入支援 ・鳥獣害防止に向けた取組推進 ・ワイナリーの事業拡大に向けた伴走型支援 	○	○	○	○
	新規栽培者の掘り起し・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・水稻育苗ハウスや遊休農地等への導入誘導、農業法人等を対象とした導入推進 ・生産者の組織化や地域間交流の取組支援 ・「果樹産地協議会」の設立及び国庫事業活用支援による新植等の推進 	○	○	○	○
	気候変動への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・高温安定着色品種の情報提供・導入推進 ・着色向上のための技術導入推進 	○	○		
流通・販売面	需要に応じた品種の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者・実需者需要が高い品種の情報提供及び導入推進 ・品種構成の見直しによる多彩な品種の提供や出荷・販売期間の拡大の推進 ・醸造用品種の他産地における導入品種及び栽培特性等の情報提供と導入支援 	○	○	○	○
	多様な販売形態の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・実需者との連携推進による新商品・加工品開発支援、果粒のカップ販売等の推進による可販果率の向上 ・観光農園等体験型販売の実施による交流人口の拡大推進 ・県産ワインの魅力発信による認知度向上に向けた推進 		○	○	○